

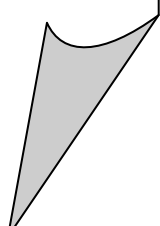
バーゼル法該当貨物の
輸出承認申請手続き等について
＜台湾編＞

- I. 輸出するときの手続きの流れ
- II. 輸出承認の申請手続き
- III. 経済産業省ホームページ

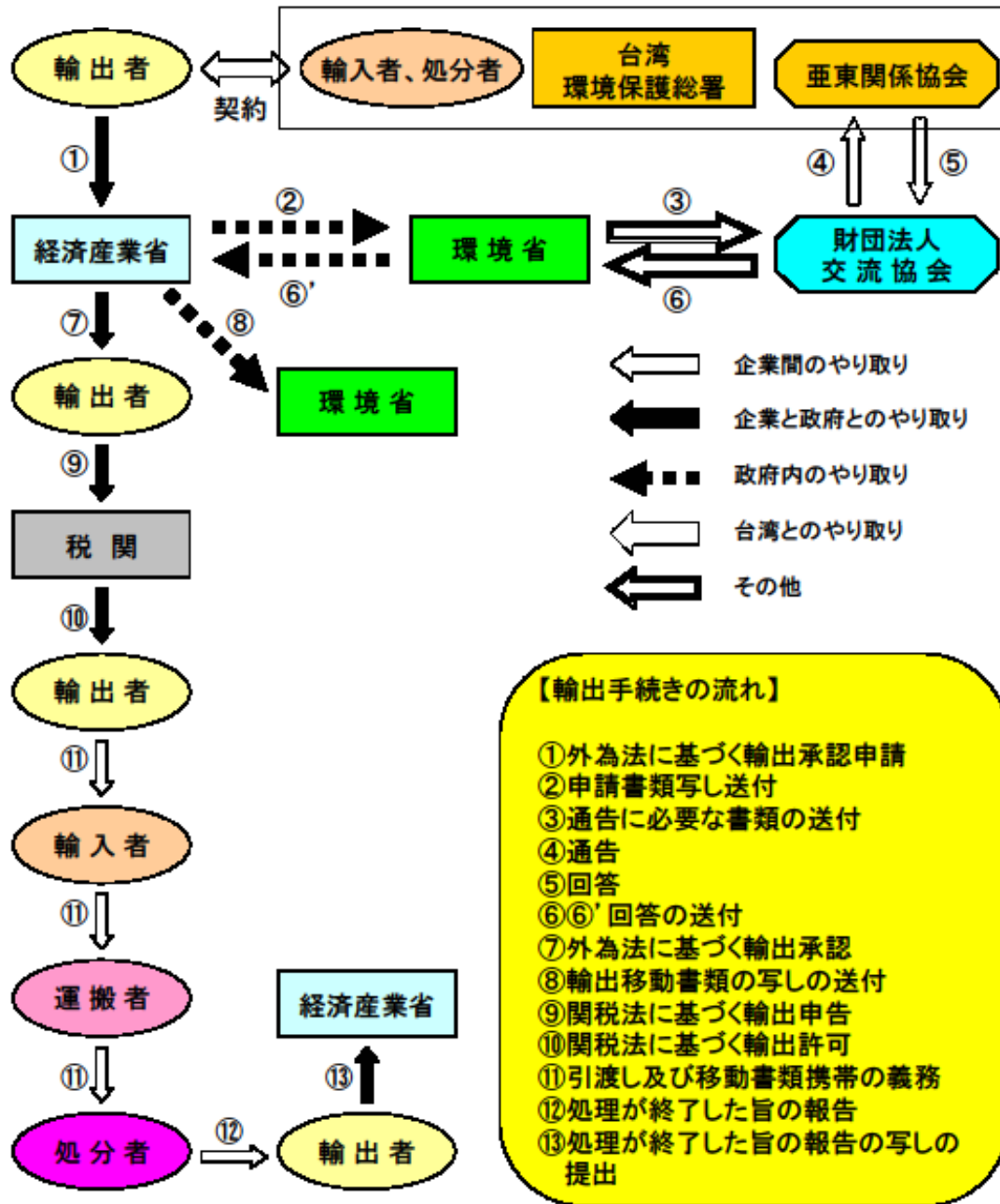
＜資料＞

- ・ 輸出承認申請書
- ・ 輸出承認申請理由書
- ・ 別紙1 「通告書」
- ・ 別紙1 の記入上の注意事項
- ・ 別紙2 「台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書」
- ・ 別紙3 「輸出移動書類」
- ・ 輸出移動書類（別紙3）の記入上の注意事項

(2016年12月改訂)



I. 輸出するときの手続きの流れ



II. 輸出承認の申請手続き

特定有害廃棄物等を台湾へ輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第48条第3項の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

平成28年4月1日から初回の輸出承認申請に必要な書類とその後の各通関毎に提出が必要な書類等が変更されましたのでその手続についてご説明します。

1. 輸出承認の申請

輸出承認申請の際には（1）の各書類を提出してください。また、輸出承認を受けた後、貨物を通関する際は、各通関前に（2）の各書類を提出してください。

（1）輸出承認申請の際に提出が必要な書類

① 輸出承認申請書（輸出貿易管理規則別表一の二） 2通 （両面印刷のこと）

② 申請者に関する次の書類 1通

イ 登記簿の謄本（申請者が法人である場合に限る。）

ロ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

（注）上記の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。

③ 申請の理由に関する次の書類 各1通

イ 輸出承認申請理由書（申請理由書様式によるもの）

ロ 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ハ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通

⑤ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの）各1通（⑦に該当する場合を除く。）

イ 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類

ロ 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類

⑥ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通

⑦ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の写し 1通

⑧ 特定有害廃棄物等の排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程に関する書類 1通

- ⑨ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細を記載した貨物のフロー図 1通
- ⑩ 特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。)に関する次の書類 各1通
- イ 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
 - ロ 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書(最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類)
 - ハ 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
 - ニ 特別な取扱いの指示
- ⑪ 台湾における特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。)に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通
- イ 台湾における環境関連規制の遵守の状況
 - ロ 大気汚染防止対策(排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状)、水質汚濁防止対策(排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況)等の環境保全対策
 - ハ その他の環境保全上の対策であつて、環境保全上適正な方法で処分されると処分者(処分に伴って生じたものの処分者を含む。)が評価している根拠となる情報
- ⑫ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類各1通
- イ 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
 - ロ 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分
- ⑬ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 1通
- ⑭ 別紙1に示す書類 1通
- ⑮ その他必要と認められる書類 各1通
- 例えば、以下の書類が必要となる場合があります(これ以外の書類が必要になることもあります)のでご協力ください。
- イ 特別有効期間設定依頼書(承認の有効期間が6か月以上の場合又は6か月未満の場合)
 - ロ 貨物に係る情報(概要、カラー写真、成分分析表等)
- ※原則として、構成成分(有用物及び有害物)の含有量等が分かるものをお願いします。
- ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話、FAX番号、E-mailアドレスが確認できる名刺等の写し

(2) 各通関毎に提出が必要な書類

- ⑯ 台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書(別紙2)

- ⑰ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の2（5）に基づくもの。）（別紙3）
- ⑱ 輸出承認証（裏面を含む）の写し 1通

（3）提出先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班
住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話：03-3501-1659（直通）

2. 輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が上記1（1）の①から⑮までに従って行われたものであることを確認し、次の①から⑧までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記（1）の⑬）に該当するものについては同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当していること。
 - イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないこと。
 - ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。
- ② 台湾以外への輸出でないこと。
- ③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。
- ⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。
- ⑥ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。台湾が当該保証を義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。
- ⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との取決め（2005年12月1日付け）の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

3. 輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付します。

- 1 通関前に台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書に記載された移動累計数量が本輸出承認証の数量の範囲内であること。
- 2 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者は、上記1の移動書類の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 3 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

4. 事前相談

輸出を検討されている段階で、輸出承認審査に必要となる書類等について必ず事前に環境省へ相談してください。

【連絡先】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5501-3157（直通）

Ⅲ. 経済産業省ホームページ

上記Ⅰ及びⅡにつきましては、当省ホームページにおきまして、以下のURLにて、ご案内しています。また、申請様式等につきましてもダウンロードしていただけるようになっています。

<台湾へのバーゼル貨物の輸出申請手続き>

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_base1/base1_export1_taiwan_2.html

| | |
|------|-------------------|
| 根拠法規 | 輸出貿易管理規則第1条第1項第2号 |
| 主務官庁 | 経済産業省 |

輸出承認申請書

経済産業大臣又は _____ 税関長殿

申請者

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____

| | |
|-------|-------|
| ※承認番号 | _____ |
| ※有効期限 | _____ |

申請年月日 _____

電話番号 _____

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 _____ 住 所 _____

(2) 荷受人 _____ 住 所 _____

(3) 仕向地 _____ 経 由 地 _____

(4) 商品内容明細

| 商 品 名 | 型及び等級 | 輸出貿易管理令 別表第2 | 単 位 | 数 量 | 価 額 | |
|-------|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| | | 貨物番号 | | | 単 価 | 総 額 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | 計 | | 計 |

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号（及び第 号）
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

| | |
|----------|-------|
| 承認 | する。 |
| 承認 | しない。 |
| 次の条件を付して | 承認する。 |

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

※通関

| 税関申告番号 | 商 品 名 | 船 積 数 量 | 送 状 金 額 | 積 出 港 | 通 関 月 日 | 税関記名押印 |
|--------|-------|---------|---------|-------|---------|--------|
| | | | | | | |

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
(4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者（氏名又は名称） 印
（住 所）
担当者（所属部署名）
（電話番号）

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記のとおり輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
2. 買主名及びその住所
3. 最終需要者名及びその住所
4. 輸出貨物の概要
 - (1) 貨物名（商品名、型及び等級）
 - (2) 数量及び価格
5. 最終需要者の用途
6. 輸出の理由及び経緯

（注）用紙の大きさは、A列4番とします。

| |
|---|
| <p>1. Reason for waste export (特定有害廃棄物等の輸出の理由)</p> <p><input type="checkbox"/> Japan does not have the technical capacity and the necessary facilities, capacity or suitable disposal sites in order to dispose of the wastes in question in an environmentally sound and efficient manner. (輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び施設、処分能力又は適当な処分場所を日本が有しないため。)</p> <p><input type="checkbox"/> The wastes in question are required as a raw material for recycling or recovery industries in Taiwan. (輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされているため。)</p> |
| <p>2. Exporter/Notifier (輸出者/申請者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> |
| <p>3. Notification (事前通告)</p> <p><input type="checkbox"/> Single movement (一回の移動)</p> <p><input type="checkbox"/> Multiple movement (複数回の移動)</p> <p><input type="checkbox"/> Disposal (no recovery) operation (処分 (非回収) 作業)</p> <p><input type="checkbox"/> Recovery operation * (回収作業)</p> <p>* Pre-authorized recovery facility (事前認定を受けた回収施設への運搬か)</p> <p><input type="checkbox"/> yes (はい) <input type="checkbox"/> no (いいえ)</p> |
| <p>4. Importer/Consignee (輸入者/処分者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> |

| | |
|--|--|
| <p>5. Waste generator (特定有害廃棄物等の排出者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> <p>Process and place of generation (排出過程及び排出場所) :</p> | |
| <p>6. Intended carrier (予定される運搬者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> | |
| <p>7. Disposal/recovery facility (処分施設)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> <p>Registration No. and limit of validity of pre-authorized recovery (事前認定を受けた回収施設の登録番号及び有効期限)</p> | |
| <p>8. Code No. of disposal/recovery operation (処分作業のコード番号) :</p> <p>Technology employed (適用される技術) :</p> | |
| <p>9. Contractual agreement between exporter and importer dated* : (輸出者と輸入者との契約合意の日付)</p> <p style="text-align: center;">/ /</p> <p>* See the copy of agreement attached. (契約書の写しを添付すること。)</p> | <p>10. Number of annexes attached : (別添資料の数)</p> |

| | |
|--|----------------------------------|
| 11. Provision for insurance or financial guarantee : <input type="checkbox"/> yes* (有) <input type="checkbox"/> no (無) (保険又は金銭的保証の条項の有無) Period of validity (有効期間) : * See details attached . (詳細については、資料を添付すること。) | |
| 12. Packaging type (こん包の形態) : | 13. Number of packages (こん包の数) : |
| 14. Means of transport (運搬の手段) : | |
| 15. Name, physical characteristics and chemical composition of waste* : (特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成) Physical state at 20°C (20°Cにおける物理的状態) <input type="checkbox"/> Powder (粉末状) <input type="checkbox"/> Solid (固体状) <input type="checkbox"/> Paste/Viscous (糊状) <input type="checkbox"/> Sludge (泥状) <input type="checkbox"/> Liquid (液状) <input type="checkbox"/> Gaseous (気体状) <input type="checkbox"/> Others (その他) : * See details attached. (詳細については、資料を添付すること。) | |
| 16. Waste identification code (廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> Basel Annex VIII : (バーゼル条約附属書VIII) <input type="checkbox"/> Other (その他) | |
| 17. Special handling instructions (特別な取扱の指示) : <input type="checkbox"/> yes * (有) <input type="checkbox"/> no (無) * See details attached. (詳細については、資料を添付すること。) | |
| 18. Y number (Y 番号) : | 19. H number (H 番号) : |
| 20. UN class (国際連合分類区分) : | 21. UN number (国際連合番号) : |
| 22. Quantity in weight and volume (重量及び体積) : | |
| 23. Intended date of movement (移動が予定されている日付) : / / | |

24. Point of entry and exit (輸出入地点)

Japan (日本)

Taiwan (台湾)

25. Competent authority of Taiwan (台湾の権限ある当局)

Name (名称) :

Address (所在地) :

Contact person(連絡責任者) :

Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

26. Information transmitted(including technical description of the plant) to the exporter or generator from the disposer of the waste upon which the latter has based his assessment that there was no reason the believe that the wastes will not be managed in an environmentally sound manner in accordance with the laws and regulations of Taiwan. (廃棄物の処分者から輸出者又は排出者に送付された情報(施設に関する技術的な記述を含む。)であって、当該廃棄物が台湾の法令に従って環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がないとの処分の評価の根拠となったもの)

- Contractual agreement between exporter and importer (輸出者と輸入者との間の契約)
- Authorization by the competent authority of Taiwan on the disposal of waste to be exported. (輸出される特定有害廃棄物等の処分に関する台湾国の権限ある当局の承認)
- Record of performance of the disposal of wastes to be exported. (輸出される特定有害廃棄物等の処分の実績)
- Others * (その他)
* See details attached.(詳細については、資料を添付すること。)

27. SUCCESIVE INTENDED CARRIER OR NEW CARRIER IN THE CASE OF FORCE MAJEURE (予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者)

The box underneath must contain the name, the address, telephone number, fax number and email address and the same of the contact person (以下の記入欄には、運搬者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールのアドレス及び連絡責任者の同様の情報が記載されていなければならない。)

Name (氏名又は名称) :

Address (住所又は所在地) :

Contact person (連絡責任者) :

Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

Name (氏名又は名称) :

Address (住所又は所在地) :

Contact person (連絡責任者) :

Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

Name (氏名又は名称) :

Address (住所又は所在地) :

Contact person (連絡責任者) :

Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

28. Exporter's/Notifier's declaration (輸出者の申告)

On behalf of generators and myself, I certify that the above information is complete and correct to the best of my knowledge. (私は、特定有害廃棄物等の排出者及び私自身を代表して、私の知る限りにおいて、上記の情報が完全かつ正確であることを証明します。)

Name (氏名又は名称) :

Signature (署名) :

Date (日付) : / /

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
3. 本様式は英文のタイプ印書で記入すること。

別紙1の記入上の注意事項

<一般的注意事項>

1. 書類の記入方法について

本様式は、英文のタイプ印書で記入すること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。また、署名は、如何なる方法にても複製はしないこと。

日付はすべて以下のとおり6桁の形式で示すこと。

(例)「2012年7月29日」は「29/07/12」と記入する。

2. 書類の箇所別の記入責任者について

輸出しようとする者が必要な事項を記入すること。

<各欄への記入上の具体的な注意事項>

(第1欄)

特定有害廃棄物等の輸出の理由について、該当する欄に「×」印を記入すること。

(第2、4欄)

輸出者／申請者及び輸入者／処分者については、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地
- ・緊急の場合の連絡責任者の氏名、住所及び電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス

(第3欄)

- ・一回の移動、複数回の移動のいずれに係る特定有害廃棄物等に関するものか(複数回の移動の場合は、予定される総移動回数を記入すること。)
 - ・処分作業の種類は、処分(非回収)作業、回収作業のいずれに該当するか、
 - ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設への運搬か、
- について該当欄に「×」印を記入すること。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が排出者である場合は、「SAME AS BLOCK 2」(第2欄に同じ)と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数の場合には、「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が処分者である場合には、「SAME AS BLOCK 4」(第4欄に同じ)と記入すること。

(第8欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術(工程、方法)を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入すること。

(第11欄)

輸出者と輸入者との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状态」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「Other」(その他)の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第16欄)

バーゼル条約附属書VIIIに基づいたコードを記入すること。

また、廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)の場合には、その具体的内容(例:こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第18欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Iに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

なお、該当するY番号がわからない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書IIIに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

なお、該当するH番号がわからない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書IIIに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

なお、該当する国際連合分類区分が分からない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第21欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」(Recommendations on the Transport of Dangerous Goods)に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第22、23欄)

第22欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積を、第23欄には、移動が予定されている日付を記入すること。

(第24欄)

日本及び台湾の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。

(第25欄)

台湾の権限ある当局を記入すること。

(第26欄)

該当する箇所に「×」印を記入すること。また、詳細については、資料を添付すること。

(第27欄)

予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者を記入すること。

(第28欄)

必要事項を記入すること。

台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣 殿

年月日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾への輸出に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件）の2（5）の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

申請者名
記名押印又は署名
住所
電話番号（担当）

記

1. 輸出者／申請者
氏名又は名称：
住所：
2. 輸入者／処分者
氏名又は名称：
住所：
3. 処分施設
氏名又は名称：
住所：
4. 特定有害廃棄物等の名称：
5. 輸出承認証
承認番号：
承認日：
数量：

6. 移動の状況



| 移動回数 | 移動累計数量／移動数量 | 通関数量 |
|------|-------------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

（注）これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

| | | | |
|---|--|--|--|
| 1. Corresponding to notification No 通告番号: | | 2. Serial/total number of shipments 移動番号/総回数: / | |
| 3. Exporter 輸出者 - notifier Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: | | 4. Importer 輸入者 - consignee Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: | |
| 5. Actual quantity 実際の数量: Tonnes(Mg): m ³ : | | 6. Actual date of shipment 実際の移動日: | |
| 7. Packaging 全てのこの包の形態 Type(s) ⁽¹⁾ 形態: Special handling requirements 特別な取扱の指示: ⁽²⁾ Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> | | Number of packages この包数 | |
| 8.(a) 1 st Carrier ⁽³⁾ 第一運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: | | 8.(b) 2 nd Carrier 第二運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: | 8.(c) 3 rd Carrier 第三運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: |
| <i>More than 3 carriers 運搬者が3者より多い場合⁽²⁾</i> <input type="checkbox"/> | | | |
| Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付: Signature 署名: | | Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付: Signature 署名: | |
| 9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者-生産者 ⁽⁵⁾ : Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: Site of generation 発生場所 ⁽²⁾ : | | 11. Disposal/recovery operation(s) 全ての処分又は回収作業 D-code 分類コードD/R-code 分類コードR ⁽¹⁾ :  | |
| 10. Disposal facility 処分施設 <input type="checkbox"/> or recovery facility 又は回収施設 <input type="checkbox"/> Registration No 登録番号: Name 施設名: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery 実際の処分/回収の場所 ⁽²⁾ : | | 12. Designation and composition of the waste 廃棄物の名称及び組成 ⁽²⁾ : 13. Physical characteristics 物理的特性 ⁽¹⁾ : 14. Waste identification 廃棄物の同定 (fill in relevant codes) (required to state) 関連する分類記号欄に記入 *印は必須事項 Basel Annex VIII (or IX if applicable) / バーゼル条約附属書 VIII (又は該当する場合 附属書 IX): Other (specify) その他 (明細を記述のこと): Ycode * Y 番号: Hcode * H 番号 ⁽²⁾ :  UN class 国際連合分類区分 ⁽¹⁾ : UN Number 国際連合番号: Customs code(s) (HS) * 輸出入統計品目: | |
| 15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's ⁽⁴⁾ declaration 輸出者による申告: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of Japan. 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務事項が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が有効であること、及び、日本の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。 | | | |
| Name 氏名/名称: | | Date 日付: | Signature 署名: |
| 16. For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required: 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄 | | | |
| 17. Shipment received by importer - consignee (if not facility): 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合) | | Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: | |
| TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 | | | |
| 18. Shipment received 廃棄物の受領 at disposal facility 処分施設 <input type="checkbox"/> or recovery facility 又は回収施設 <input type="checkbox"/> Date of reception 引渡しを受けた日付: Accepted 変入 <input type="checkbox"/> Rejected 拒否 <input type="checkbox"/> <i>immediately contact competent authorities "ただちに権限のある当局に連絡すること"</i> Quantity received 引渡しを受けた量: Tonnes (Mg): m ³ : Approximate date of disposal/recovery 処分を予定している日付: Disposal/recovery operation 処分の方法 ⁽¹⁾ : Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名: | | 19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付: Signature and stamp 署名及び印: | |

(1) See list of abbreviations and codes on the next page 次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。

(2) Attach details if necessary 必要な場合詳細を添付すること。

(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a, b, c). 運搬者が3社より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。

(4) Required by the Basel Convention 非OECD加盟国向け輸出の際の必要事項

(5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。

| | |
|---|---|
| (5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation) | |
| <p>20. Enforcement by the customs office of Japan (日本の税関による保証)</p> <p>The waste described overleaf has left on:</p> <p>Signature:</p> <p>Stamp:</p> | <p>21. Enforcement by the customs office of Taiwan (台湾の税関による保証)</p> <p>The waste described overleaf has entered on:</p> <p>Signature:</p> <p>Stamp:</p> |

List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略語及び分類記号一覧

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第11欄)

- D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て)
- D2 Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ主送が可能な廃棄物の注入)
- D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は溜りに貯留すること)
- D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること)
- D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
- D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出 (海底下への挿入を含む)
- D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、煏焼、中和、沈殿)
- D10 Incineration on land 陸上における焼却
- D11 Incineration at sea 海洋における焼却
- D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管 (例えば、容器に入れぬ坑において保管すること)
- D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ混合又は混合
- D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第11欄)

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU) 燃料としての利用 (直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (バーゼル条約及びOECD決定) - 主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU)
- R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収利用又は再生
- R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
- R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
- R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済み油の油の精製又はその他の再利用
- R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1からR10までに掲げる作業から得られた残渣の利用
- R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1からR11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

PACKAGING TYPES (block 7) こん包の形態 (第7欄)

- 1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木樽 3. Jerrican ジャーリー缶 4. Box 箱 5. Bag 袋 6. Composite packaging 混合こん包 7. Pressure receptacle 圧縮容器
- 8. Bulk ばら積み 9. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運輸輸送手段 (第8欄)

R = Road 道路 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海路 A = Air 空路 W = Inland waterways 内水航路

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第13欄)

- 1. Powdery / powder 粉状又は粉 2. Solid 固体状 3. Viscous / paste 高粘着性/糊状 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液状 6. Gaseous ガス状
- 7. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

H-CODE AND UN CLASS (block 14) H番号及び国際連合分類区分 (第14欄)

| UN class | H-code | Characteristics 特性 |
|----------|--------|--|
| 1 | H1 | Explosive 爆発性 |
| 3 | H3 | Flammable liquids 引火性の液体 |
| 4.1 | H4.1 | Flammable solids 可燃性の固体 |
| 4.2 | H4.2 | Substances or wastes liable to spontaneous combustion 自然発火しやしない物質又は廃棄物 |
| 4.3 | H4.3 | Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 |
| 5.1 | H5.1 | Oxidizing 酸化性 |
| 5.2 | H5.2 | Organic peroxides 有機過酸化物 |
| 6.1 | H6.1 | Poisonous (acute) 毒性 (急性) |
| 6.2 | H6.2 | Infectious substances 病気をうつしやしない物質 |
| 8 | H8 | Corrosives 腐食性 |
| 9 | H10 | Liberation of toxic gases in contact with air or water 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 |
| 9 | H11 | Toxic (delayed or chronic) 毒性 (遅発性又は慢性) |
| 9 | H12 | Ecotoxic 生態毒性 |
| 9 | H13 | Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e.g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above 処分した後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物 |

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関して、特に廃棄物の同定 (第14欄) に関連するバーゼル条約別添付書VIII及びIXの分類記号、OECD決定の分類記号及びY番号については、OECD及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

輸出移動書類（別紙3）の記入上の注意事項

< 記入上の注意点 >

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名を添えること。原本を2部提出すること。

日付は6桁の表記を用いること。例えば、2015年9月1日は01.09.15（日、月、年）と表すこと。

附属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」。添付書類は通し番号(No.)を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第16欄は、輸出者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一法人に属する代理の者）が記入する。

欄中の脚注番号(1)～(5)については、欄外の脚注を参照すること。

< 各欄の記入要領 >

第1欄：通告番号は、輸出承認時に経済産業省から告知される番号を記入すること。

第2欄：複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号（何回目の移動であるか）と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する（例えば、11回の包括的通告の場合の4回目の移動であれば、「4/11」と記入）。移動が1回のみの場合の場合は、1/1と記入する。

第3欄及び第4欄：輸出者及び輸入者について、通告書の第1欄及び第2欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

第5欄：運搬する実際の特有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム(Mg)又は1,000kg）で、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

第6欄：本欄は申請時ではなく、関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた後、実際に移動を開始した日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内である必要はない。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内でのみ移動を行うことができる。

第7欄：こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入する。

第8欄(a)、(b)及び(c)：実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）、及び電子メールアドレスを記入すること。運搬者が3者より多い場合は、所定の一覧様式に記入し、

添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が行う。貨物の連続する輸送それぞれについて、新規の運搬者が同じ要請に従うとともに、書類への署名も行わなければならない。

第 9 欄：発生者に関して、通告書の第 9 欄に記載された情報を記入すること。

第 10 欄及び第 11 欄：通告書の第 10 欄及び第 11 欄に記載された情報を記入すること。処分者が輸入者でもある場合、第 10 欄に「SAME AS BLOCK 4」（第 4 欄に同じ）と記入すること。

第 12 欄、第 13 欄及び第 14 欄：通告書の第 12、13 及び 14 欄に記載された情報を記入すること。

第 15 欄：輸出者は、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。

第 16 欄：越境移動の関係者が追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる（例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等）。

第 17 欄：輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記入すること。

第 18 欄：処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入し署名を行うための欄である。処分者は、バーゼル条約等の国際的取決めに基づき、当該署名入りの移動書類の写しを輸出者及び輸出国等の権限のある当局に遅滞なく送付しなければならない（※）。我が国当局（環境省）に対する連絡は、第 19 欄に記載されている FAX 番号もしくは電子メールアドレス宛てに、署名入りの移動書類の写しを送付することとしている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が保有することになる。

※ OECD 加盟国向けの輸出の場合は、貨物を受領してから 3 営業日以内に、輸出国、輸入国及び通過国の権限ある当局宛に送付しなければならないこととされている。

第 19 欄：処分者が、特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する欄。OECD 加盟国向けの輸出の場合、処分者は、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局（環境省）に送付することとされている。また、この送付は、処分又は回収完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えないことなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後 1 暦年以内に行うこととされている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。

第 20、21 及び 22 欄：本欄は空欄にしておくこと。